

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「十三人」を「十一人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際にこの条例による改正前の青森市議会委員会条例第四条に規定する議会運営委員会（以下「旧委員会」という。）の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されている者は、この条例による改正後の青森市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第四条に規定する議会運営委員会（以下「新委員会」という。）の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第四条第三項において準用する第三条第一項の規定にかかわらず、旧委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際に旧委員会に付託されている事件は、新委員会に付託されたものとみなす。



提案理由

議会運営委員会の委員の定数を改正するため、提案するものである。